

## 板橋区雨水貯留槽設置費補助金交付要綱

(平成14年4月18日 区長決定)

(平成17年4月 1日 区長決定)

(平成18年4月 1日 区長決定)

(平成24年3月14日 区長決定)

(平成25年4月 1日 区長決定)

(平成30年3月22日 区長決定)

(令和3年3月26日 部長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、雨水貯留槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、雨水の有効利用及び流出抑制並びに水循環に配慮した生活様式の普及を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「雨水貯留槽」とは、植木への散水等雑用水に利用するために雨といから直接取水する雨水を貯留するタンクをいう。

### (補助金を受けることができる者)

第3条 補助金を受けることができる者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 板橋区内に居住し、又は事務所を有し、かつ、板橋区内に雨水貯留槽を設置する者
- (2) 個人(区民又は個人事業主)の場合は、申請日現在、特別区民税及び軽自動車税を滞納していない者
- (3) 法人の場合は、申請日現在、法人住民税を滞納していない者
- (4) 同一年度内にこの要綱に基づく補助金を受けている場合は、次条第2項の補助金上限額を超えて受けていない者
- (5) 東京都板橋区暴力団排除条例(平成24年板橋区条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しない者

### (補助金対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、雨水貯留槽の本体、架台の購入に要する費用とする。

2 補助金の額は、前項の規定による購入費の2分の1に相当する額(当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とし、同一年度内2万2千円を超えないものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、板橋区雨水貯留槽設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に、関係書類（雨水貯留槽及び架台の見積書又はパンフレット等雨水貯留槽の形状、規格、価格がわかるもの）を添付し、区長に提出するものとする。

2 申請者が個人又は個人事業主で、次のいずれかに該当する場合は、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

（1）板橋区雨水貯留槽設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

（2）区外からの転入で、転入前の自治体において課税されている場合

（3）個人事業主で区外に居住している場合

3 申請者が法人の場合、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付することとする。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免税決定通知書の写しを添付することとする。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、板橋区雨水貯留槽設置費補助金交付決定通知書（別記第2号様式。以下「補助金交付決定通知書」という。）により、また、補助金の交付が適当でないと認めるときは、板橋区雨水貯留槽設置費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（内容の変更及び中止）

第7条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後に、補助対象雨水貯留槽等の内容を変更しようとするときは、板橋区雨水貯留槽設置費補助金変更承認申請書（別記第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は前項の申請書が提出され、それを承認するときは、板橋区雨水貯留槽設置費補助金変更承認通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者が、雨水貯留槽の設置を中止する場合等、補助金の交付を辞退するときは、板橋区雨水貯留槽設置費補助金辞退届（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、雨水貯留槽の設置が完了したときは、板橋区雨水貯留槽設置費補助金実績報告書（別記第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて速やかに区長に報告しなければならない。

（1）雨水貯留槽等の購入費の支払いが完了したことを証する書類

（2）その他区長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第9条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、板橋区雨水貯留槽設置費補助金交付額確定通知書(別記第8号様式以下「補助金交付額確定通知書」という。)により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、補助金交付額確定通知書を受けたときは、板橋区雨水貯留槽設置費補助金請求書(別記第9号様式)により、区長に補助金の交付を請求することができる。

(決定の取消し等)

第11条 区長は、交付決定者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 区長が付した条件に従わなかったとき

2 前項の規定は補助金交付額の確定後も適用する。

3 区長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、板橋区雨水貯留槽設置費補助金交付決定取消通知書(別記第10号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により、補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第13条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付当日までの期間の日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(雨水貯留槽の管理等)

第 14 条 この補助金の交付により雨水貯留槽を設置する者は、補助金交付の目的を理解し、管理保全につとめなければならない。

( 委任 )

第 15 条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）に定めるもののほか、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 18 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

## 板橋区雨水貯留槽設置費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)板橋区長

住所

(申請者)氏名

電話

板橋区雨水貯留槽設置費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 購入経費 \_\_\_\_\_ 円
- 2 設置場所 板橋区

<添付書類>

- (1) 雨水貯留槽及び架台の見積書又はパンフレット等雨水貯留槽の形状、規格、価格がわかるもの
- (2) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書(控)の写し、免税の場合は免税決定通知書の写し(いずれも直近のもの)【法人の場合】

区税納税状況調査に関する調査にご協力ください。

区税納税状況調査に関する同意【区民又は個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の納税状況を確認することに同意します。(同意していただける方は、納税状況確認に必要なため、氏名(ふりがな)生年月日のご記入をお願いします。)

ふり がな  
氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

同意しない場合又は転入前の自治体において課税されている場合、区外に居住している場合(個人事業主のみ)は、下記の に✓を記入し、追加添付書類をご確認の上、添付してください。

同意しない

区外に居住している(個人事業主のみ)

転入前の自治体において課税されている

追加添付書類

住民税(課税されている方は軽自動車税も対象になる)の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書(いずれも直近のもの)

領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て

板橋区雨水貯留槽設置費補助金交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあった板橋区雨水貯留槽設置費補助金については、下記のとおり交付を決定します。

記

1 補助金の額は次のとおりとします。

購入経費	金	円
補助金の額	金	円

2 前項の補助金は、支払い完了後、請求してください。

3 補助金交付申請書に記載した内容を変更するときは、区長の承認を受けてください。

4 雨水貯留槽の設置を中止する等、補助金の交付を辞退するときは、辞退届を提出してください。

5 次の場合には、この決定を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該雨水貯留槽購入以外の用途に使用したとき。
- (3) 当該年度内に完了する見込みのないとき。
- (4) その他、区長が付した条件に従わなかったとき。

第3号様式(第6条関係)

第 号  
年 月 日

板橋区雨水貯留槽設置費補助金不交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあった板橋区雨水貯留槽設置費補助金については、不交付となったので通知します。

記

(理由)

第4号様式(第7条関係)

板橋区雨水貯留槽設置費補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先)板橋区長

住所

(申請者)氏名

電話

年 月 日付 第 号 により、補助金交付決定通知を受けましたが、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

<添付書類>

第5号様式(第7条関係)

第 号  
年 月 日

板橋区雨水貯留槽設置費補助金変更承認通知書

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあった板橋区雨水貯留槽設置費補助金変更承認申請書については、下記のとおり承認したので、通知します。

記

変更内容

購入経費 円

補助金の額 円

第6号様式(第7条関係)

板橋区雨水貯留槽設置費補助金辞退届

年 月 日

(宛先)板橋区長

住所

(申請者)氏名

電話

年 月 日付 第 号により、補助金交付決定通知を受けましたが、  
下記の理由により補助金を辞退します。

記

(理由)

第7号様式(第8条関係)

## 板橋区雨水貯留槽設置費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)板橋区長

住所

(申請者) 氏名

電話

年 月 日付 第 号 により、補助金交付決定を受けた雨水貯留槽の設置について、下記のとおり実績報告します。

記

- 1 設置場所
- 2 完了年月日
- 3 購入費用
- 4 添付書類

## 板橋区雨水貯留槽設置費補助金交付額確定通知書

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあった板橋区雨水貯留槽設置費補助金については、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

### 記

#### 1 補助金交付確定額

¥				
---	--	--	--	--

2 次の場合には、補助金の交付を取り消し、全額又はその一部の返還を求められます。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該雨水貯留槽購入以外の用途に使用したとき。
- (3) その他、区長が付した条件に従わなかったとき。

補助金の返還を求められたときは、その受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければなりません。

また、納期日までに納付しなかった場合、納付日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければなりません。

第9号様式(第10条関係)

## 板橋区雨水貯留槽設置費補助金請求書

年 月 日

(宛先)板橋区長

住所

(申請者)氏名

電話

年 月 日付 第 号 により、補助金交付額確定通知を受けたので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 設置場所 板橋区 \_\_\_\_\_

第10号様式(第11条関係)

第 号  
年 月 日

板橋区雨水貯留槽設置費補助金交付決定取消通知書

様

板橋区長

年 月 日付 第 号で交付決定した雨水貯留槽設置費補助金については、  
下記の理由により交付決定を取り消したので通知します。

記

(理由)